

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
総合研究報告書

児童の補装具利用実態に関する調査研究

研究分担者 小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター長
研究分担者 久保 勉 心身障害児総合医療療育センター義肢装具士
研究協力者 石渡 利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長

研究要旨

児童補装具の支給実態を明らかにするため平成29年11月から令和元年10月までの期間、全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に児童の補装具支給実態調査を実施した。15施設より合計9400件の報告があった。年齢別報告には6歳と17歳にピークが見られた。適用制度からは、障害者総合支援法による支給が61%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も33%を占めていた。支給された補装具の中では、姿勢保持や介助による移動を目的とすると見られる下肢装具、車椅子、座位保持装置、体幹装具の支給が大部分を占めていた。平成30年度より開始された補装具借受け制度を利用した支給事例はなかった。

A. 研究目的

障害者総合支援法の見直しの一環として、平成30年度からの補装具借受け制度の導入や、厚生労働省で実施している支援機器活用拠点の整備など、制度や政策において大きな変革が進められている中で、障害児童に対する補装具の支給実態はこれまで明らかにされていなかった。本研究は、児童を対象とした補装具の支給実態調査を実施する。また、補装具借受け制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事を目的とする。

B. 研究方法

医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）を対象に調査期間は平成29年11月～令和元年10月までの2年間とし児童へ支給された補装具の意見書記載内容を後ろ向きに調査した。児童に対しては治療用装具の支給件数も多いことから、対象を障害者総合支援法により支給された補装具に限定せず調査を実施した。調査項目は意見書作成日、適用制度（総合支援法・健康保険・生活保護・自費など）、年齢、性別、居住地域、障害原因疾患、GMFCS準拠移動能力、交付理由、交付回数、複数同時交付理由、補装

具名称、補装具処方について事前に電子調査票を配布し回答を求めた。

（倫理面への配慮）

調査に当たっては、対象児童の個人情報を匿名化した。

C. 研究結果

医療型障害児入所施設15施設より2017年11月～2019年10月の期間、合計9400件の報告があった。報告件数の男女比は男児5262人、女児4138人であった。障害原因疾患は脳性麻痺が41.5%と最多で、その他の脳原性疾患17.9%と合わせて59.4%を占めた。制度別支給件数は総合支援法61%、健康保険33%であった。年齢別支給状況は6歳と17歳にピークがみられた。総合支援法と健康保険で年齢別の支給状況を見ると、総合支援法6歳、健康保険4歳にピークがあり、17歳のピークは総合支援法のみで健康保険にはみられなかった。補装具の種目別支給状況は全支給件数9400件のうち短下肢装具2281件24.3%、足底装具1944件20.7%、車椅子1365件14.5%、座位保持装置955件10.2%体幹装具710件7.6%この5種目で全体の約77%を占めた。総合支援法、健康保険での補装具上位5

種目の年齢分布は総合支援法では車椅子と座位保持装置のピークは5歳、6歳にある。車椅子は9歳、12歳にもピークがある。総合支援法、健康保険ともに短下肢装具、足底装具は4歳から8歳の時期に多く支給されている。体幹装具は12歳13歳がピークになる。補装具支給上位5種目についてのGMFCSに準拠した移動能力別の支給状況は重症度の高いレベルにおいても下肢装具が支給されている。支給件数の最も多い短下肢装具の種類別支給状況は回答のあった1360件の内、プラスチック製が45.9%、金属支柱付き短下肢装具29.5%、繊維強化プラスチック1.9%であった。その中でプラスチック製短下肢装具継手ありは27.8%、継手なしは18.1%支給されている。交付回数については初回支給322件、成長や破損など2回目以降による支給の合計は968件となった。

D. 考察

1) 補装具製作にあたっての適用制度は総合支援法による支給が61%を占め、健康保険による治療用装具の支給件数も33%を占めていた。小児の補装具支給においては、健康保険による治療用装具が大きな割合を占めていることが示された。

2) 支給された補装具の種目をみると、短下肢装具、足底装具、車いす、座位保持装置、体幹装具、この5種目で支給補装具の77.3%を占める。下肢装具に比較すると上肢装具の支給件数が極端に少なかった。これらのことから、旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが示唆された。

3) 全支給件数の年齢分布では、6歳と17歳にピークがみられる。制度別に年齢分布をみると、総合支援法6歳、健康保険4歳にピークがあり、17歳のピークは総合支援法のみで健康保険にはみられなかった。それぞれのピークは就学時や小学校終了前、総合支援法では「児」から「者」への制度運用変更前の時期を反映していると考えられる。総合支援法では短下肢装具、車椅子、座位保持装置が支給上位を占め、健康保険では短下肢装具、足底装具、体幹装具が上位を占めていた。総合支援法が日常生活、社会生活を支援するための制度であり治療を目的とした健康保険制度との違いが示された。

4) 補装具と GMFCS 準拠移動能力の関係を見ると重症度の高いレベルにおいても下肢装具が支給されている。介助による移乗補助や変形拘縮予防の目的で利用されていると考えられる。

5) 支給件数の最も多い短下肢装具ではプラスチック製の短下肢装具が多く支給されている。繊維強化プラスチック製の短下肢装具も徐々に支給されてきている。交付回数については成長対応が多く、使用期間内の再製作が多くみられた。破損、修理は少なかった。

E. 結論

児童の補装具支給の年齢別変動が観察され、障害者総合支援法と健康保険それぞれの制度による特徴が明らかになった。旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが明らかになり児童特有の補装具利用状況を把握することが出来た。今後の制度の改定、設計、データベース化をしていく上での有益な情報を得ることができた。

G. 研究発表

1. 論文発表

小崎慶介, 伊藤順一, 山本和華. 障害児療育施設における大規模ブレスクリニックの運営, 日本義肢装具学会誌, 2017, 33(4), p. 258-261.

2. 学会発表

久保勉, 小崎慶介, 伊藤順一, 石渡利奈. 児童を対象とした補装具利用実態に関する調査研究. 第34回日本義肢装具学会学術集会. 名古屋, 2018-11-10/11-11. 第34回日本義士装具学会学術大会講演集, (CD-ROM) P. 228, 2018.

H. 知的財産権の出願・登録状況

無

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

児童を対象とした補装具利用実態に関する調査研究

研究分担者 小崎慶介 心身障害児総合医療療育センター
整肢療護園長

研究分担者 石渡利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長

研究要旨

児童補装具の支給実態を明らかにするため、全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に、平成29年11月より児童の補装具支給実態調査を開始した。平成29年11月12月分として9施設より合計562件の報告があった。支給件数には、6歳と11歳、17歳にピークが見られた。適用制度からは、総合支援法による支給が約60%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も約1/3を占めていた。下肢装具（短下肢装具、足底装具、靴型装具）は、総合支援法による支給件数と治療用装具としての支給件数がほぼ等しかった。短下肢装具の支給は、脳性麻痺が44%を占め、種別では、プラスチック短下肢装具（継手あり）が最多、交付回数の多くは、成長に伴う再製作であった。平成30年度も引き続き調査を行い、支給時期、支給地域などによる差異の有無について検討するとともに、平成30年度より開始される補装具借受制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事をめざす。

A. 研究目的

障害者総合支援法の見直しの一環として、平成30年度からの補装具借受制度の導入や、厚生労働省で実施している支援機器活用拠点の整備など、制度や政策において大きな変革が進められている中で、障害児に対する補装具の支給実態はこれまで明らかにされていなかった。本研究は、児童を対象とした補装具の支給実態調査を実施して、補装具借受制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事を目的とする。なお、支給数が多いことが予想される短下肢装具については、破損への対応策を検討するため、より詳細な種別項目を設けて調査することとした。

B. 研究方法

医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）を利用する児童へ支給された補装具の意見書記載内容を後ろ向きに調査した。児童に対しては治療用装具

の支給件数も多いことから、対象を総合支援法により支給された補装具に限定せず調査を実施した。

（倫理面への配慮）

調査に当たっては、対象児童の個人情報を匿名化した。

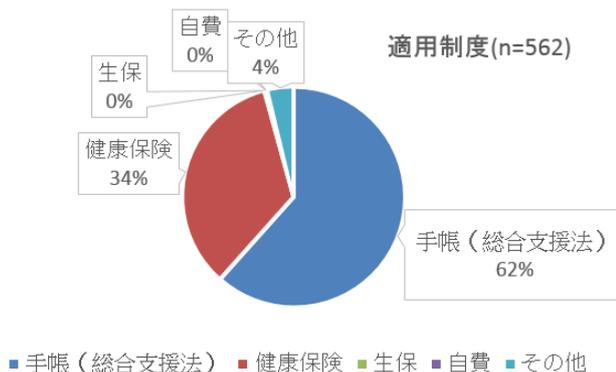
C. 研究結果

全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に、2017年11月より児童の補装具支給実態調査を開始した。2017年11月12月分として9施設より合計562件の報告があった。

支給件数の年齢分布は下図の通りである。



適用制度の内訳は下図の通りである。

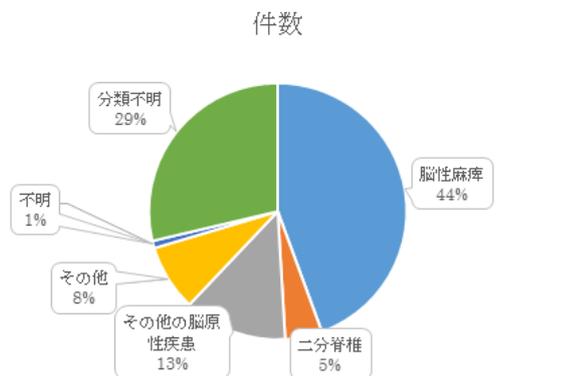


支給数の多い上位7品目の適用制度から見た内訳を下表に示す。

品目	手帳（総合支援法）	健康保険	生活保護	その他・不明	合計
短下肢装具	53	54	1	2	110
車椅子	93	4	0	3	100
足底装具	43	53	1	3	100
座位保持装置	65	5	0	3	73
体幹装具	22	36	0	8	66
靴型装具	7	8	0	0	15
股関節装具	4	11	0	0	15

(平成29年11月～12月 9施設の暫定データより)

短下肢装具の処方における障害原因疾患は、下図の通りである。



短下肢装具支給における原因疾患内訳 (n=108)

また、短下肢装具の疾患別、種類別の交付回数を下表に示す。

原因疾患別	交付回数内訳				不明	合計
	初回	2回目以降	成長に伴う(2回目以降)	破損のため(2回目以降)		
脳性麻痺	11	3	22	2	10	48
二分脊椎	2	0	2	0	1	5
その他の脳原性疾患	4	4	6	0	0	14
その他	3	1	4	0	1	9
不明	1	0	0	0	0	1
分類不明	2	1	4	0	24	31
総計	23	9	38	2	36	108

分類	交付回数内訳				不明	総計
	初回	2回目以降	成長に伴う(2回目以降)	破損のため(2回目以降)		
プラスチック短下肢装具(継手なし)例:シューホーン型など	5	3	4	0	0	12
プラスチック短下肢装具(継手あり)	7	0	21	1	0	29
金属支柱付き短下肢装具(プラスチック製足部)	3	0	0	0	0	3
金属支柱付き短下肢装具(足部覆い)	1	1	0	0	0	2
金属支柱付き短下肢装具(整形靴)	4	1	6	1	0	12
カーボン製短下肢装具(継手なし)	0	0	0	0	0	0
カーボン製短下肢装具(継手あり)	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	0	0	0	4
不明	1	2	2	0	36	41
分類不明	0	0	5	0	0	5
総計	23	9	38	2	36	108

D. 考察

1) 支給件数には、6歳と11歳、17歳にピークが見られ、それぞれ就学時、小学校終了前、「児」から「者」への制度変更前の時期を反映していると考えられた。6歳と17歳のピークは、社会的要請による支給件数の増加によるものと考えられた。

2) 適用制度からは、総合支援法による支給が約60%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も約1/3を占めていた。下肢装具（短下肢装具、足底装具、靴型装具）では、総合支援法による支給件数と治療用装具としての支給件数がほぼ等しかった。

3) 短下肢装具の支給の原因疾患は、脳性麻痺が44%、二分脊椎が5%だった。一方、昭和54年の全国調査では、同55.7%、14%（日本リハビリテーション医学会、昭和54年度福祉関連機器（義肢・装具）の標準化推進のための調査研究報告書）であった。

今回の対象が療育施設であることから、短下肢装具支給対象者全体の属性からは、偏りがある（二分脊椎が少ない等）ことが推測されるとともに、医療の変化により、先の調査時に比べ、疾患も変化してきている可能性が考えられる（脳性麻痺の重度化等）。

4) 短下肢装具の交付回数については、成長対応が多く、使用期間内の再製作が多くみられた。種別では、プラスチック短下肢装具（継手あり）の支給が最多であった。

また、支給数が多い脳性麻痺で、プラスチック短下肢装具（継手あり）と金属支柱付き短下肢装具（整形靴）の破損各1件が報告された。破損については、件数が少ないので、継続して調査を進めていく必要がある。

E. 結論

二ヶ月間のみの暫定データであるので、確定的な結論には至らないが、年齢別に見た支給件数の変動や下肢装具に占める治療用装具の割合が高いことなどが示された。平成30年度も引き続き調査を行い、支給時期、支給地域などによる差異の有無について検討するとともに、平成30年度より開始される補装具借受制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事をめざす。

G. 研究発表

1. 論文発表

小崎慶介，伊藤順一，山本和華. 障害児療育施設における大規模ブレースクリニックの運営，日本義肢装具学会誌，2017，33(4)，p. 258-261.

2. 学会発表

無

H. 知的財産権の出願・登録状況

無

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分 担 研 究 報 告 書

児童の補装具利用実態に関する調査研究

研究分担者 小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター
所長

研究協力者 久保 勉 心身障害児総合医療療育センター
義肢装具士

研究協力者 石渡 利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長

研究要旨

児童補装具の支給実態を明らかにするため、全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に、平成29年11月より児童の補装具支給実態調査を実施した。2017年11月～2018年10月の期間で14施設より4632件の報告があった。年齢別報告件数には、6歳と17歳にピークが見られた。適用制度からは、総合支援法による支給が58%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も38%を占めていた。支給された補装具の中では、姿勢保持や介助による移動を目的とすると見られる下肢装具、車いす、座位保持装置、体幹装具の支給が大部分を占めていた。平成30年度より開始された補装具借受制度を利用した支給事例はなかった。

A. 研究目的

障害者総合支援法の見直しの一環として、平成30年度からの補装具借受制度の導入や、厚生労働省で実施している支援機器活用拠点の整備など、制度や政策において大きな変革が進められている中で、障害児童に対する補装具の支給実態はこれまで明らかにされていなかった。本研究は、児童を対象とした補装具の支給実態調査を実施して、補装具借受制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事を目的とする。

B. 研究方法

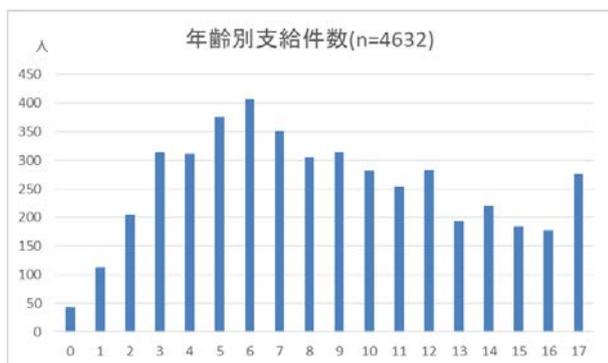
医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）を利用する児童へ支給された補装具の意見書記載内容を後ろ向きに調査した。児童に対しては治療用装具の支給件数も多いことから、対象を総合支援法により支給された補装具に限定せず調査を実施した。

（倫理面への配慮）

調査に当たっては、対象児童の個人情報を匿名化した。

C. 研究結果

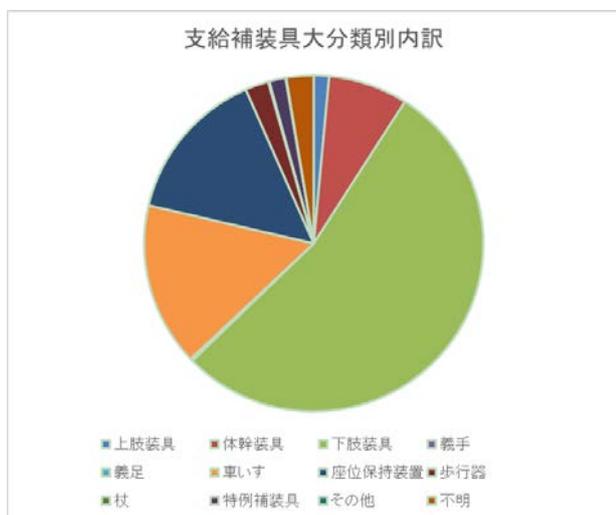
全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に、2017年11月より児童の補装具支給実態調査を開始した。2017年11月～2018年10月の期間で14施設より4632件の報告があった。報告件数の年齢分布は下図の通りであった。



適応制度別件数の内訳は下図のとおりであった。



報告された補装具の大分類別内訳は下図のとおりであった。



なお、調査期間中に借り受け制度を利用した補装具支給事例は報告されなかった。

D. 考察

1) 支給件数の年齢別分布では、6歳と17歳にピークが見られた。これは、それぞれ就学時、小学校終了前、「児」から「者」への適用制度変更前の時期を反映していると考えられた。

2) 補装具作成にあたっての適用制度の内訳について総合支援法による支給が58%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も38%を占めていた。小児の補装具支給においては、健康保険による治療用装具が大きな割合を占めていることが示された。

3) 支給された補装具品目を大分類別にみると、下肢装具が54%、車いす16%、座位保持装置（座位保持装置付き車いすを含む）15%、体幹装具8%、歩行器2%の順であった。義肢の支給件数が少ないのは、患児数が少ないためと考えられた。下肢装具に比較して上肢装具の支給件数が極端に少なかった。これらのことから、旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが示唆された。

E. 結論

支給件数の年齢別変動が観察された。旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが示唆された。今後、補装具の品目別の疾患別・重症度別・年齢別支給状況などを精査すると共に、支給状況の地域差の有無などについても解析を予定している。

G. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

久保勉, 小崎慶介, 伊藤順一, 石渡利奈. 児童を対象とした補装具利用実態に関する調査研究. 第34回日本義肢装具学会学術集会. 名古屋, 2018-11-10/11-11. 第34回日本義肢装具学会学術大会講演集, (CD-ROM)P. 228, 2018.

H. 知的財産権の出願・登録状況

無

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

児童の補装具利用実態に関する調査研究

研究分担者 小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター長
研究分担者 久保 勉 心身障害児総合医療療育センター義肢装具士
研究協力者 石渡 利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長

研究要旨

児童補装具の支給実態を明らかにするため、全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に、平成29年11月より児童の補装具支給実態調査を実施した。本年度2018年11月～2019年10月の期間、14施設より4594件の報告があった。平成29年から令和元年の2年間の調査最終結果では15施設より合計9400件の報告があった。

年齢別報告には6歳と17歳にピークが見られた。適用制度からは、総合支援法による支給が61%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も33%を占めていた。支給された補装具の中では、姿勢保持や介助による移動を目的とすると見られる下肢装具、車椅子、座位保持装置、体幹装具の支給が大部分を占めていた。平成30年度より開始された補装具借受け制度を利用した支給事例はなかった。

A. 研究目的

障害者総合支援法の見直しの一環として、平成30年度からの補装具借受け制度の導入や、厚生労働省で実施している支援機器活用拠点の整備など、制度や政策において大きな変革が進められている中で、障害児童に対する補装具の支給実態はこれまで明らかにされていなかった。本研究は、児童を対象とした補装具の支給実態調査を実施し支給状況を明らかにする。また、補装具借受け制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事を目的とする。

B. 研究方法

全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に調査期間は平成29年11月～令和元年10月までの2年間とし児童へ支給された補装具

の意見書記載内容を後ろ向きに調査した。児童に対しては治療用装具の支給件数も多いことから、対象を障害者総合支援法により支給された補装具に限定せず調査を実施した。

調査項目は意見書作成日、適用制度（総合支援法・健康保険・生活保護・自費など）、年齢、性別、居住地域、障害原因疾患、GMFCS準拠移動能力、交付理由、交付回数、複数同時交付理由、補装具名称、補装具処方について事前に電子調査票を配布し回答を求めた。

（倫理面への配慮）

調査に当たっては、対象児童の個人情報匿名化した。

C. 研究結果

2017年11月より児童の補装具支給実態調査を開始し、2017年11月～2018年10月は15施設、2018年11月～2019年10月14施設、合計9400件の報告があった。

(1) 性別：男児 5262名 女児 4138名

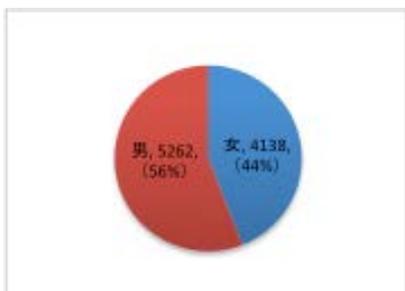


図1. 男女割合 (n=9400)

(2) 障害原因疾患

表1. 障害原因疾患分類 (n=9400)

障害原因疾患分類	人数	(%)
脳性麻痺	3902	(41.5)
その他の脳原性疾患	1686	(17.9)
骨関節疾患	1074	(11.4)
その他の先天性疾患	824	(8.8)
二分脊椎	399	(4.2)
その他	367	(3.9)
神経筋疾患	331	(3.5)
脊椎脊髄疾患	175	(1.9)
骨系統疾患	73	(0.8)
先天性多発性関節拘縮症	71	(0.8)
四肢形成不全・切断	59	(0.6)
代謝性疾患	39	(0.4)
原因不明	4	(0.0)
記載なし	396	(4.2)
合計	9400	(100.0)

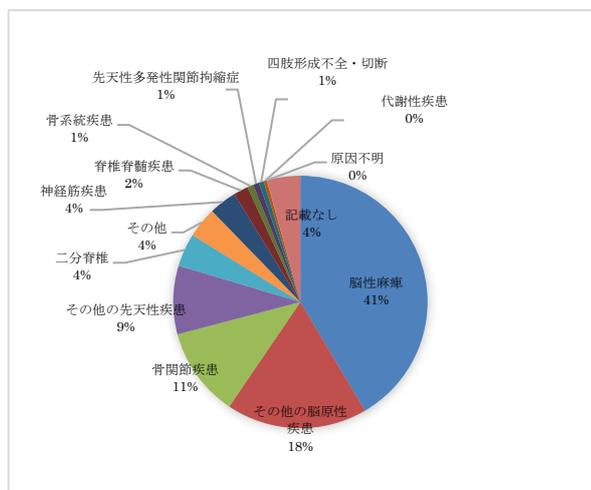


図2. 障害原因疾患割合

(4) 制度別支給件数

総合支援法 5772件、健康保険 3104件、生活保護 8件、その他 435件、記載なし 40件となった。

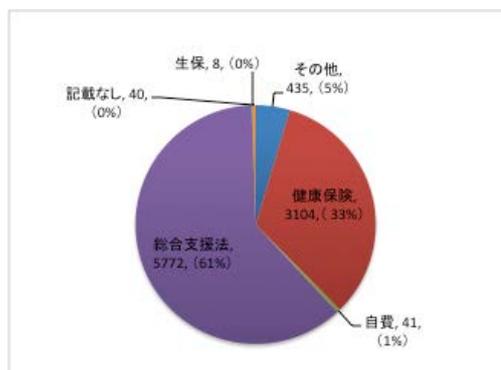


図3. 制度別割合 (n=9400)

(5) 年齢別支給件数

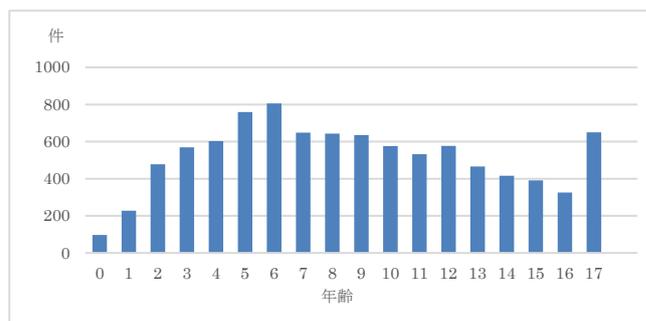


図4. 年齢別支給件数 (n=9400)

(6) 制度・年齢別支給件数

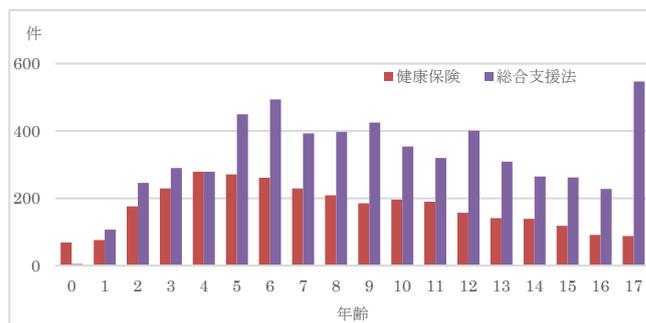


図5. 制度・年齢別支給件数 (n=8876)

(7) 補装具種目別支給状況

支給総件数 9400 件のうち短下肢装具 2281 件 24.3%、足底装具 1944 件 20.7%、車椅子 1365 件 14.5%、座位保持装置 955 件 10.2%、体幹装具 710 件 7.6%、この 5 種目で全体の 77.3%を占める。

表 2. 各施設別種目別件数

補装具種目	総件数 (%)	肢体不自由児施設所在都府県														
		香川	岡山	宮崎	山形	長野	東京	新潟	青森	静岡	千葉	大阪1	大阪2	高根	福島1	福島2
義肢	39 (0.4)	-	2	-	2	-	30	-	5	-	-	-	-	-	-	-
上肢装具	127 (1.4)	4	5	5	1	4	52	2	2	-	19	3	14	13	3	-
股装具・股外転 装具	192 (2.0)	5	14	1	-	1	101	1	22	4	6	1	16	4	9	7
骨盤帯付長下肢 装具	95 (1.0)	-	6	12	-	-	71	-	3	-	1	-	-	-	2	-
膝装具	57 (0.6)	3	2	-	1	1	18	-	13	-	-	-	6	13	-	-
長下肢装具	170 (1.8)	5	7	13	3	4	95	17	1	1	18	-	-	-	6	-
短下肢装具	2281 (24.3)	67	147	260	104	33	878	62	138	34	343	17	26	42	122	8
足底装具	1944 (20.7)	75	222	384	66	9	738	51	91	14	131	2	25	77	48	11
靴型装具	250 (2.7)	5	3	30	-	27	67	19	52	1	14	6	1	-	2	23
体幹装具	710 (7.6)	20	45	38	15	17	160	4	100	7	70	3	146	60	24	1
座位保持装置	955 (10.2)	42	103	115	46	17	336	17	45	9	143	15	9	9	33	16
座位保持椅子	18 (0.2)	-	1	6	-	-	2	1	-	-	7	-	-	-	-	1
座位保持椅子 (車載用)	255 (2.7)	15	15	9	7	8	65	12	9	1	85	1	-	4	24	-
車椅子	1365 (14.5)	55	30	96	53	76	473	42	68	39	310	23	17	9	64	10
座位保持装置付 車椅子	131 (1.4)	11	-	2	-	2	21	9	-	-	86	-	-	-	-	-
車椅子(電動)	37 (0.4)	3	5	4	1	2	9	-	3	-	3	2	-	-	4	1
座位保持装置付 車椅子(電動)	8 (0.1)	4	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-
起立保持具	57 (0.6)	-	13	-	1	1	37	-	-	-	3	2	-	-	-	-
歩行器	214 (2.3)	5	9	6	8	21	71	5	6	3	64	2	6	1	7	-
歩行補助つえ	28 (0.3)	1	-	1	1	8	14	2	-	-	1	-	-	-	-	-
特例	194 (2.1)	4	1	101	13	16	36	-	-	2	2	-	15	1	3	-
その他	81 (0.9)	-	3	26	-	-	18	4	18	1	1	5	-	1	-	4
修理	131 (1.4)	-	-	5	-	-	85	12	6	7	3	13	-	-	-	-
記載なし	61 (0.6)	2	-	1	4	-	52	-	-	1	-	1	-	-	-	-
合計	9400 (100.0)	326	633	1115	326	248	3429	261	582	124	1312	96	281	234	351	82

(8) 制度・年齢別補装具支給状況

表 3. 総合支援法・年齢別支給件数

総合支援法	年齢																	合計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
義肢	-	-	-	3	2	4	4	5	3	2	1	2	1	2	-	1	1	1	32
上肢装具	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	3	4	3	3	4	2	5	33	
股装具・股外転装具	-	-	1	1	2	5	7	6	5	2	5	1	4	2	2	1	3	49	
骨盤帯付長下肢装具	-	-	3	1	1	3	4	5	6	2	2	2	4	-	-	-	1	35	
膝装具	-	-	-	-	1	1	1	2	3	2	1	-	2	1	2	-	1	17	
長下肢装具	-	-	3	4	7	2	3	4	10	10	1	8	5	8	1	2	1	70	
短下肢装具	-	8	26	59	75	80	85	99	125	110	90	83	90	69	59	60	58	1283	
足底装具	-	4	21	19	17	33	53	42	52	41	46	28	36	30	23	31	16	547	
靴型装具	-	3	2	4	6	11	11	9	4	13	5	5	13	19	10	20	10	169	
体幹装具	-	-	2	6	6	9	9	11	9	19	15	10	21	23	20	17	23	238	
座位保持装置	3	50	84	59	44	78	79	53	40	57	39	44	51	45	37	28	23	67	881
座位保持椅子	-	-	-	1	1	1	1	2	1	1	2	-	-	1	1	-	-	15	
座位保持椅子(車載用)	-	8	21	17	21	31	16	15	15	11	19	13	16	9	13	8	4	11	248
車椅子	1	29	53	72	51	125	129	67	57	94	70	72	100	68	60	54	45	151	1298
座位保持装置付車椅子	-	-	3	2	2	9	26	7	6	4	2	6	10	6	9	6	6	25	129
車椅子(電動)	-	-	-	-	1	-	2	-	-	1	2	2	1	2	1	8	7	7	34
座位保持装置付車椅子(電動)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	4	8
起立保持具	-	1	2	4	4	3	4	9	3	6	6	5	2	2	1	-	1	2	55
歩行器	-	1	10	22	17	22	22	13	18	13	15	13	13	6	3	2	6	9	205
歩行補助つえ	-	-	-	1	1	-	3	4	2	3	1	2	3	1	-	-	-	2	23
特例	1	2	13	9	16	15	19	14	10	20	12	11	15	5	4	5	5	10	186
その他	-	-	1	2	-	4	1	9	6	2	4	3	3	3	3	-	7	6	54
修理	-	-	1	3	4	10	9	12	12	9	10	6	6	2	11	10	6	14	125
記載なし	-	1	-	1	-	3	6	4	6	3	3	1	1	1	1	3	3	1	38
合計	5	107	246	290	279	450	494	393	397	425	354	320	401	309	265	262	228	547	5772

表 4. 健康保険・年齢別支給件数

健康保険	年齢																	合計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
義肢	1	-	1	-	-	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	7
上肢装具	4	2	2	3	4	8	7	9	4	7	6	3	6	5	6	6	3	2	87
股装具・股外転装具	26	3	4	9	13	8	12	10	13	6	8	2	3	6	4	-	1	-	128
骨盤帯付長下肢装具	-	-	1	1	5	7	8	7	6	6	3	3	5	1	1	2	-	-	56
膝装具	-	-	2	3	-	3	2	1	4	2	2	3	-	-	3	4	4	5	38
長下肢装具	2	6	3	4	4	15	6	8	11	13	5	4	3	4	3	2	-	-	93
短下肢装具	22	26	54	69	89	89	69	59	61	61	65	40	27	24	24	24	18	-	882
足底装具	10	31	86	107	119	102	125	98	76	56	63	67	50	35	42	41	22	29	1159
靴型装具	1	-	7	2	-	9	4	5	6	3	5	6	4	7	6	1	1	3	70
体幹装具	1	5	4	14	20	14	14	19	22	21	27	31	40	50	47	37	33	25	424
座位保持装置	-	2	7	7	10	4	4	5	2	4	7	3	1	2	1	-	1	-	60
座位保持椅子	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
座位保持椅子(車載用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	4
車椅子	2	-	1	7	6	8	6	2	1	1	1	1	2	2	1	-	1	3	45
座位保持装置付車椅子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
車椅子(電動)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
起立保持具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
歩行器	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
歩行補助つえ	-	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
その他	-	1	3	1	5	-	1	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-	19
修理	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
記載なし	-	-	1	-	2	2	-	-	2	1	3	1	2	1	1	-	-	1	17
合計	69	76	176	229	279	271	261	229	209	185	196	190	157	141	139	118	91	88	3104

・ 制度別支給上位 5 種目の年齢支給状況

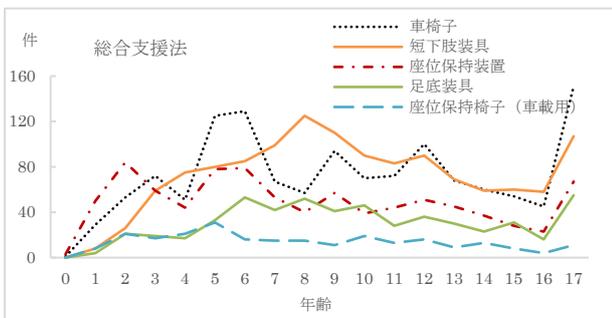


図 6. 総合支援法・年齢別支給

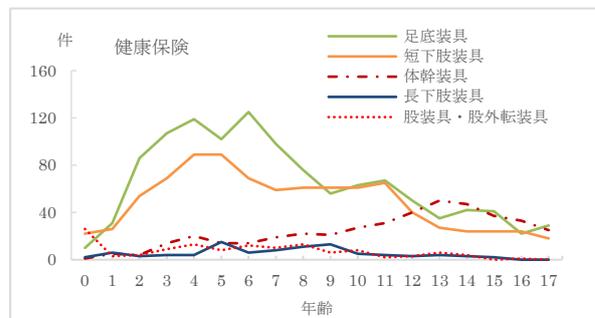


図 7. 健康保険・年齢別支給

(9) 支給上位 5 種目における GMFCS 準拠移動能力

表 5. GMFCS と補装具支給上位 5 種目

補装具種目	GMFCS				
	I	II	III	IV	V
足底装具	456	150	51	52	21
短下肢装具	180	208	238	308	308
体幹装具	80	6	15	53	161
車椅子	13	58	164	238	344
座位保持装置	12	14	44	133	397
合計	741	436	512	784	1231

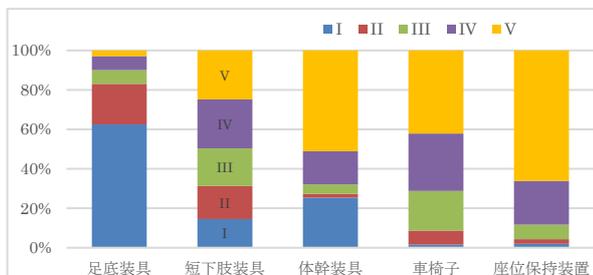


図 8. GMFCS と補装具上位 6 種目 (n=3704)

(10) 短下肢装具の種類別支給状況

表 6. 短下肢装具種類別件数

短下肢装具種類	件数	(%)
プラスチック短下肢装具(継手あり)	378	(27.8)
プラスチック短下肢装具(継手なし)	246	(18.1)
金属支柱付き短下肢装具(プラスチック製足部)	122	(9.0)
金属支柱付き短下肢装具(整形靴)	226	(16.6)
金属支柱付き短下肢装具(足部覆い)	53	(3.9)
繊維強化プラスチック製短下肢装具	26	(1.9)
その他	309	(22.7)
合計	1360	(100.0)

表 7. 短下肢装具種類別交付回数

短下肢装具種類	初回	2回目以降	成長に伴う(2回目以降)	破損のため(2回目以降)	修理	記載なし	合計
プラスチック短下肢装具(継手あり)	96	119	146	1	1	15	378
プラスチック短下肢装具(継手なし)	78	90	52	2	3	21	246
金属支柱付き短下肢装具(プラスチック製足部)	17	7	95	1	0	2	122
金属支柱付き短下肢装具(整形靴)	37	70	101	5	1	12	226
金属支柱付き短下肢装具(足部覆い)	11	17	17	0	0	8	53
繊維強化プラスチック製短下肢装具	5	11	5	0	1	4	26
その他	78	101	127	1	0	2	309
記載なし	-	-	-	-	-	921	921
合計	322	415	543	10	6	985	2281

D. 考察

1) 報告件数 9400 件の性別は男児 5262 名 (56%)、女児 4138 名 (44%) であった。障害原因疾患は脳性麻痺が 41.5% と最多で、その他の脳原性疾患 17.9% と合わせて 59.4% を占めた。

2) 補装具支給にあたっての適用制度の内訳について図 3、総合支援法による支給が 61% を占める一方で健康保険による治療用装具の支給も 33% を占めていた。児童の補装具支給においては、健康保険による治療用装具が大きな割合を占めていることが示された。

3) 支給された補装具種目、表 2 の総件数割合を見ると、短下肢装具 24.3%、足底装具 20.7%、両者で 45% を占め、車椅子 14.5%、座位保持装置 10.2%、体幹装具 7.6%。この 5 種目で支給補装具の 77.3% を占める。下肢装具に比較すると上肢装具の支給件数が極端に少なかった。これらのことから、旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが示唆された。なお、調査期間中に借受け制度を利用した補装具支給事例は報告されなかった。

4) 年齢別支給件数、図 4 では 6 歳と 17 歳にピークが見られる。制度・年齢別支給件数、図 5 では、総合支援法 6 歳、健康保険 4 歳にピークがあり、17 歳のピークは総合支援法のみで健康保険には見られなかった。それぞれのピークは就学時や小学校終了前、総合支援法では「児」から「者」への制度運用変更前の時期を反映していると考えられる。制度別補装具上位 5 種目の年齢別支給状況について、図 6, 7 を見ると総合支援法では車椅子と座位保持装置のピークは 5 歳、6 歳の小学校就学時に多く支給されている。また、小学校 3、4 年生、中学校進学時前後にピークがある。総合支援法、健康保険ともに短下肢装具、足底装具は小学校低学年に多く支給される傾向がある。体幹装具は 12 歳 13 歳がピークになる。障害者総合支援法が日常生活、社会生活を支援するための制度であり治療を目的とした健康保険制度との違いが示された。

5) 補装具支給上位 5 種目と GMFCS 準拠移動能力別支給状況を見ると重症度の高いレベルにおいても

下肢装具が支給され想定より広範囲に利用されていることが明らかになった。介助による移乗補助や変形拘縮予防の目的で利用されていると考えられる。

6) 支給件数の最も多い短下肢装具はプラスチック製（継手あり、なし）が45.9%、金属支柱付き短下肢装具（プラスチック製足部、整形靴、足部覆い）が29.5%、繊維強化プラスチック1.9%であった。プラスチック製短下肢装具（継手あり）が最も多く支給されている。繊維強化プラスチック製の短下肢装具も徐々に支給されてきている。交付回数については初回支給322件、成長や破損など2回目以降による支給の合計は968件と初回時に比べ成長対応による再製作が多くみられた。破損、修理は少なかった。

E. 結論

児童の補装具支給の年齢別変動が観察され、障害者総合支援法と健康保険それぞれの制度による特徴が明らかになった。旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが明らかになり、児童特有の補装具利用状況を把握することが出来た。今後の制度の改定、設計、データベース化をしていく上での有益な情報を得ることができた。

G. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

H. 知的財産権の出願・登録状況

無